### No.・該当個所・意見の内容

### 検討結果

### 【No.1・第1章】

前回は行政組織から見た意見を重視し「効率的」「効果的」にが中心の進展で、記載にはありますが「複数部署」が密接に連携す るにも関わらず、それを無視した状態(説明会は開催されたものの、納得はしていない状態)で進展させ最後は議会まで進展し単独 計画で検討します。 校認定となりました。盲学校と知的障害校との合併が論点でした。目が見えなく、音に敏感な子供達と、大声で喋り、時には暴れた りする子供達(悪い意味では捉えないで下さい)果たして安全性は確保されるのか・・・県外では突然階段から突き落とされ、目が 見えないばかりに回避する事が出来ず大けがをした事例も紹介されました。「効率・効果的」を重視する余りに、登校している子供 達への配慮が、足りなかった結果が一番の問題だったと思います。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施

## 【№2・第1章】

関係法令(学校教育法・標準法・障害者基本法・障害者自立支援法・発達障害者支援法・医師法)にプラスアルファーで「子供達」 実施計画の策定に向けて、保護者をはじ の立場に立った(目線)をご考慮頂ければ幸いです。それを一番良く理解しているのは、子供達を中心に考えた場合・・・(子供:┃めとした学校関係者と意見交換する機会を 自宅50%・学校50%)なので、(親50%・現場の先生50%)の意見を反映して初めて子供達を代弁出来る環境が揃うと私は|設けていきたいと考えております。 考えております。上記法案(6項目)は専門ではないので分かりません。但し同等のウエイトを持つ親ならでは意見は持っておりま す。ご理解頂ければ幸いです。何かご協力出来る事があれば、時間の許す限り、ご協力致しますので、ご一報下こんな事しか申し上 | げられませんが、宜しくお願い致します 追記:あらゆる障害を持つ(子供から大人まで)が、自立し生活する事が出来る社会が構 築出来れば良いと考えてはおりますが、中々何をして良いか分からないのも事実です。 但し、未来ある子供達が、最終的には自立 できる為の「編成整備」であって欲しいと切に思います。

## 【No.3・第2章第1節】

- 1行目で、「特別支援学校は原則、寄宿舎を設けることとなっている」とあるが、西崎特支にも設置してほしい。各学校に設置す| ることにより、校区による教育環境を公平に整備してほしい。

寄宿舎の設置は、当該特別支援学校に在 籍する児童生徒の通学状況や生活実態、地 域の社会状況等を踏まえ、総合的に判断し ております。

# 【No.4・第2章第1節】

肢体不自由のスクールバスは道交法の改訂により新規のスクールバスの車椅子収容台数が著しく制限されました。以前の法令によしスクールバスの運営方法についてはご意 |ると1台のスクールバスに12台の車椅子が収容可能でしたが現在は7台になっております。[泡瀬特別支援学校の]児童生徒160名|見を参考に、具体的な進め方を実施計画で

┃に対して2台のスクールバスで純然たる車椅子の収容は19台(本校のスクールバスの内1台は新型、1台は旧型である為)という現┃検討します。 状です。そのため通学も恩納村・読谷村の児童であっても嘉手納までこれないと乗れません。校区が広いのに2台しかスクールバス がないので利用したくても利用しにくい状況があります。スクールバスを増やしてより使いやすいようにして欲しいです。

### 【No.5・第2章第2節】

No.15 那覇特別支援学校(平成22年度管理棟撤去予定)は、平成23年度現在撤去されていません。

8ページ表 2 № 15のとおり修正します。

## 【No.6・第2章第2節】

H28~H33に改築が必要な学校が多数ある中、予算があるとは限らないのを分かっているなら、修復工事でもいいのではないでしょ うか。泡瀬特別支援学校の場合、学部によっては非常にクーラーの効果が悪いところがあります。断熱、防水工事を入れて学習に集1ます。 中できる環境を整えて欲しいです。車椅子に乗っている子ども達は常時背中から臀部にかけて椅子に密着している状況で、非常に暑 |いです。また、体温調整が厳しい子ども達にとっても室温の適正化は健康管理の面において大切な事項です。また、本校は海に近い 上に埋立地です。避難用のスロープもありません。また運動場すらありません。隣の総合運動公園の運動場などは日程調整をして借 用料を払ってしか利用できません。同じ県立学校なのに同じような条件の高校があるでしょうか?一刻も早い施設の改善をお願いし ます。

個別的な施設整備で対応を検討していき

## 【No.7・第2章第3節】

学校の規模の目安で「在学者数、在学者数一人当たりの敷地面積、教員数など」とありますが、過大規模校あるいは適正規模校の「「極端な規模」とは、他校と比較して大」 基準は何ですか?P22:目標設定の方針1で「どの程度の適正規模かは、・・・一概に言えませんが、極端な規模の過大または過小|きな差がある状態と考えています。言及の は解消しなければなりません。」と述べていますが、その「極端」とは具体的にどういう数値でしょうか?平成4年3月31日沖縄県 ある報告内容はご意見として参考にし、具 |特殊教育在り方検討委員会(会長:平田永哲、副会長:仲田文雄)が「 本県の特殊教育の在り方について」という報告をまとめて|体的な進め方を実施計画で検討します。 |おります。それには次のように記されております。「6 学校規模の適正化と通学区域の見直しについて 2)改善の基本姿勢 (1) 特殊教育諸学校の適正規模については、法令上の規定はないが、幼児児童生徒数、学級数、職員数等を考慮して、学校運営が 円滑になされ、学校教育目標が十分達成されるためには、22学級(幼稚部2学級、小学部10学級、中学部4学級、高等部5学級、訪 |問学級1学級)、幼児児童生徒数132人程度が適正規模と考えられる。よって、それに向けて、計画的に学校規模の適正化に努め る。(2)スクールバスでの通学に要する時間は、児童生徒の負担の軽減を図るため、1時間以内の通学所要時間の範囲に努め る。」

## 【No.8・第2章第3節】

本県の特別支援学校でもとりわけ南部地区特別支援学校では2章3でも述べているように大平特別支援学校において生徒数が過度

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施

┃に多い状態にあり、その生徒数の割合は那覇からの生徒が全体のおおよそ半分306名中146名47%が那覇から通学している状況にあり┃計画で検討します。 そのほか西崎特別支援学校では146名中48名29.3%。島尻特別支援学校では83名中38名45.7%が全体では553名中232名那覇市在住の生 |徒が市外の支援学校に通っている状況にあります。232名と申しますと支援学校でも大きい部類に入る規模だと思います。那覇市に |特別支援学校建設するのになんの迷いがありますでしょうか?こういう意見は今に始まったことではなく今までさんざん言われてい |たことでしょう。県としての見解も予想も支援学校生徒数は増えていくとでているのではないですか。予算が無く新設することの難 しさを書き示すよりもいかに少ない予算で新設するかにフォーカスするべきではないでしょうか?県費での土地購入が難しいのなら |既存の在校生の少ない学校を統廃合するなりしてでも那覇地区に特別支援学校を建設するべきです。表 5 と別表 1 において大平、西 | 崎、鳥尻の5年後には77名の増加見込み10年後には284名の増加見込み、そのうちの約4割 5年後に30.8名10年後に113.6名が那覇 |市からの生徒数として見込まれるのではないでしょうか?現状で232名10年後には345名の生徒数の見込み。統計的な観点から幾ばく |か留意しなければならない要素を考えても絶対的に生徒数が増えていく予想を覆すのは難しく、また現状で232名が那覇市から市外 の学校へ通っているのは明らかにその子らへの負担が大きいと考えるべきではないでしょうか?

【No.9・第2章第3節】

第2章県立特別支援学校の現状と課題の中でも、今後の増加傾向を予測されています。特に美咲特別支援学校、大平特支とも適正 規模を大きく超える可能性を示唆しています。現在の高等部在学者数増加傾向をあわせ今後の大きな課題と考えられます。

【No.10・第2章第3節】

隣接施設からの通学者数の見通しの那覇特別支援学校欄には自宅からの通学者が含まれているので、補足として表の下に「那覇特 ■ 通園事業に関する記述は、P12の脚注\*2で |別支援学校は、平成29年度まで自宅からの通学生を含む||と明記した方がよい。

【No.11・第2章第3節】

那覇特別支援学校の平成23年度生徒数は、50名。24年度からの見込み数は直近の数字を入れた方がよい。

【No.12·第2章第3節】

那覇特別支援学校に隣接する沖縄整肢療護園では、・・・学齢対象者は減少しないと考えられる。については、→沖縄整肢療護園 の通園事業の拡充(事業のニーズが高い)する方向から、学齢対象者は微増傾向が予測される。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

言及しているので、追記しません。

他のデータ項目とも調査時点をあわせる 必要があるため、H22年度時点を基準としま

隣接施設からの在学者減少に関する記述 への脚注であるため、表現は修正しませ  $h_{\circ}$ 

### 【No.13・第2章第3節】

泡瀬特別支援学校は、肢体不自由のみの単独校としては、九州で一位、二位を争うほどの大規模校である。本校もこれ以上子供が | 泡瀬特別支援学校の学校規模について |増えると過大規模校にならないでしょうか。表3の、在学者一人当たり敷地面積73.2は、教育活動を実施する上で適正規模といえる|は、過大規模への傾向がみてとれるため、 のか、何の意味もなさないものですか。収容定員の241の数値の根拠、収容定員-在学者数の持つ意味はあと、81名増えても大丈夫|第2章(12・13ページ)に現状への言及、 と捉えるのでしょうか。実際問題として可能な数字とは、捉えられない。障害種による配慮はなされないのでしょうか。(車イス等 図及び課題を追加し、第3章方針1 (22) の大型化、子どもの数+職員の数)

ページ) に目標を追加します。

## 【No.14・第2章第3節】

現在、大平、美咲が過大規模といわれていますが肢体不自由の特別支援学校でも人数が多くなってきており、表3における「在学」 泡瀬特別支援学校の学校規模について 者1人当たり敷地面積」では泡瀬が一番狭い値を示しております。また肢体不自由の特別支援学校の場合、子ども1人当たりの車椅 は、過大規模への傾向がみてとれるため、 子のサイズも大型化しており、教室、特別教室、体育館等狭いと思います。また、標記の際は教室で学習、移動、介助を共にする教|第2章(12・13ページ)に現状への言及、 |師の数も含めて算出して欲しいと思います。割合で見た際、一番小さい値を示す泡瀬のことが取り上げられないことが気になりま | 図及び課題を追加し、第3章方針1 (22 |

ページ) に目標を追加します。

### 【No.15・第2章第3節】

「泡瀬特別支援学校に」隣接する施設が全面改築後(H24.3月完成)生徒増の可能性があるのでは。

表4の数値は、学校が施設に照会した上 で提出した見通しになります。

# 【No.16・第2章第3節】

- 森川特別支援学校の在籍については、平成27年度以降も隣接する沖縄病院は受け入れ体制を維持していることから、「0」ではな| あくまで現時点で予測される見通しを記し いことを但し書きでも入れて欲しい。

載しています。

# 【No.17・第2章第4節】

- 特別支援学校への看護師の配置は、必要とする児童生徒数に対して確保していくことが考えられるので、配置数の増は今後も必要|- 看護師配置等は、今後の特別支援学校に と思われる。医療的ケアを必要とする児童生徒は、肢体不自由に限らないのではないか。知的障害や視覚障害の児童生徒においても┃おける医療的ケア体制整備事業の実施にお┃ 胃ろうなどでの経管栄養を与える場合もある。それらを含めて看護師の配置を検討する必要があると思われる。

いて検討します。

# 【No.18・第2章第4節】

島尻特別支援学校が肢体不自由を23年度から受け入れすることが確定されていたのなら、当然看護師も配置されるものだと保護者| 島尻特別支援学校には平成23年度より看 は考えるものです。「看護師配置の効率的・効果的運用が求められる」と課題としてあげているのなら尚更です。そうでないのなら┃護師を配置しています。実施計画の策定に

「保護者及びその家庭の負担を軽減」という言葉を安易に使ってほしくありません。書類上ではなく保護者の生の声を聞いてほしい「向けては、保護者をはじめとした学校関係」 です。

者と意見交換する機会を設けていきたいと 考えております。

### 【No.19・第2章第4節】

特別支援教育の医療的ケアについて、「保護者及びその家庭の負担を軽減させます」は、過大解釈をされることが懸念されるの「委員会を所管する部署へ確認の上で記載」 で、県の「医ケア運営委員会」に確認して、文言の加除修正の必要があると思われます。「医療的ケア対象児の保護者は原則、学校|しています。 待機です。負担軽減というのは、学校で学習時に保護者がすべき医療的ケアを看護師等が代わりに行うことをもって、軽減とみなし ているということだととらえています。

## 【No.20・第2章第4節】

|注釈\*1で「幼稚部には重複学級がない・・・」とあります。確かに幼稚部の重複学級に関する規定はどこにもありません(参考| 幼稚部のあり方については、今後の特別| :義務標準法第3条第3項、高校標準法14条第3項、さらには学校法施行規則第120条第1項)。しかもP2に「編成整備計画は、│支援教育の推進において検討していきま│ 関係法令や上位計画の範囲内で策定しなけれなばなりません。」ともあります。しかし、現実的には幼稚部には重複障害幼児もおす。 り、また、昨年度から慣例として幼稚部1学級定員5名であったものが、財政等も絡み学校法施行規則第120条第1項に準じ8名以 下となりました。このことから、今日、教育現場はかなり厳しい状況にあります。そこで、編成整備上の要望ですが、人事上の特別 |加配の在り方等をもっと工夫できないものでしょうか。さらに臨めば、県条例として何とか対応できないものでしょうか?

# 【No.21・第2章第4節】

- 児童生徒の障害の重度・重複化や多様化が進んでいるといわれている現在、今の実態に即した教育の有り方を考えながら、個別の | 個別の教育支援計画のあり方について 教育支援計画を長期的な視点で取り組んでいただきたいと希望致します。

は、今後の特別支援教育の推進において検 討していきます。

# 【No.22・第2章第5節】

就労の割合だけでなく、定着率を出して欲しい。

現在、特別支援学校卒業者の定着率に関 する集計は実施していません。今後の特別 支援教育の推進において検討していきま

# 【No.23・第2第5節】

「肢体不自由の幼児については医療機関等における療育が重要であることから、主として肢体不自由を受け入れる幼稚部は設置し

幼稚部のあり方については、今後の特別

|ていません。| とあります。それはだいぶ以前の発想であって、今日では学校の訓練内容(自立活動)も充実し、また常時医療的対|支援教育の推進において検討していきま| |応を必要とはせず、学校教育を切望している幼児(軽度・中度肢体不自由)・保護者もおります。したがって、肢体不自由幼児を対||す。 象とした幼稚部設置が今や必要になっているのではないでしょうか。

### 【No.24・第2章第5節】

軽度の知的障害のある生徒について、P17のH21年度進路状況をみると「沖縄」高等特別支援「学校」の就職率は6割に足りない 沖縄高等特別支援学校における特別支援 くらいです。現在の社会の動向では、学校卒業後すぐに就職せず訓練を受けられる「受け皿」が整備されつつあります。高等部卒業 |教育の推進については、今後の特別支援教 |時すぐ就職できるよう、各学校の現場実習等の充実を図り、就職後のケアまで考えにおいた進路指導のシステムが必要です。さら| 育の推進において検討していきます。 |に、重度・重複障害の生徒数が増加している点についても対応が必要です。特別支援学校の一般学級においても重度に該当するであ ろうと思われる生徒が在籍し、生徒8名を教諭1人でみるという、指導が困難な状況にある学級は少なくありません、現在の適就の在 り方も含め、重度・重複障害のある児童・生徒の置かれている現状を分析し、きちんとした対応をお願いします。

### 【No.25・第2章第6節】

本市では、学校間交流・居住地校交流を行っています。・泡瀬特別支援学校の5・6年生と近くの小学校6年生との交流会を実施して意見を参考に、具体的な進め方を実施し しています。年1回ではあるが、子どもたちはゲームや会話をし、お互いに親交を深めています。・美咲特別支援学校の生徒を居住1計画で検討します。 |地校(校区の学校)が受け入れ(2~3日)、一緒に授業など受けたり学校生活を送っています。授業を一緒に受けることによっ て、社会性や人間性を育成する上で重要な役割を果たしていると思います。本市では、これからも交流及び共同学習を続けていきた いと思います。

# 【No.26・第2章第6節】

|居住地校がどれだけ交流に対して理解されているのか保護者には不透明なところがあります。そこが交流に積極的に取り組めない| | 居住地校交流のあり方については、今後| ところがあるのではないでしょうか。高等部の居住地校交流は更に難易のような気がするので、交流したかったのに出来ずに高校生1の特別支援教育の推進において検討してい1 になったと悔いの残る状態のまま学校生活を終えるのはすごく残念なことだと思います。高校生でも、小・中学校の居住地交流が|きます。 あってもいいのではと個人的に思っています。

# 【No.27・第2章第6節】

- 交流に関しては子ども達にとって刺激になり全生徒行って欲しいと思っています。しかし、交流に関して気になることが1つ。そ | 地域交流のあり方については、今後の特 |れは、地域交流においての親の負担です。「私も交流させたいけど、仕事が・・・」とか1日中入るの大変だから「行かない」とい|別支援教育の推進において検討していきま| う親の声も多いです。少しでも親の負担を軽減できればもっと外へ出る機会が多くなると思います。

### 【No.28・第2章第7節】

特別支援学校の新設には・・・土地購入に10億円以上の予算・・・困難性が高い。について、どんなに優れた教育活動を行っても │ ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 規模が適正でなければ限定的になり十分な教育効果は得られない。学校規模の適正化は最優先に取り組む必要がある。土地購入を前1計画で検討します。 提とせず、従来の県所有の土地や埋め立て事業による土地の活用について考慮の余地はないだろうか。

### 【No.29・第2章第7節】

「特別支援学校の新設には・・・困難性が高い。」とあるが、新都心での新校舎や其々普通学校は新校舎を造れている。同じ子ど|泡瀬特別支援学校の学校規模については、 もにも拘わらず新校舎が作れないので特別支援学校はしわ寄せが出てきている。泡瀬特別支援学校は敷地が狭いので分校でも造り、1過大規模への傾向がみてとれるため、第2 是非過密化解消を図って欲しい。

章 (12・13ページ) に現状への言及、図及 び課題を追加し、第3章方針1 (22ペー ジ) に目標を追加します。

## 【No.30・第3章方針1】

方針1(1)を次のように修正「美咲特別支援学校本校の在学者を平成28年度以降は245人を超過しないようにする。」

中部地区は児童生徒が多いため、5年を 目途に245人にするには困難性が高いと考え ておりますが、10年で245人以内を達成でき るようにしたいと考えています。

# 【No.31・第3章方針1】

- 県教委の考えは、美咲や大平の入学者を245人以内に減らし、他の学校も200人以内におさえる。分校や分教室の設置をしたとして | 目標を達成するための具体的な進め方を も、全体的に児童生徒数や増加しているので、うまくバランスがとれるのかが疑問である。

実施計画で検討します。

# 【No.32・第3章方針1】

県教委の考えは、美咲や大平の入学者を245人以内に滅らし、他の学枚も200人以内におさえるということですが、分校や分教室の
 目標を達成するための具体的な進め方を
 設置をしたとしても、全体的に児童生徒数が増加しているので、うまくバランスがとれるのかが疑問です。

実施計画で検討します。

# 【No.33・第3章方針1】

| 方針1の(3)の文章を、西崎特別支援学校は、名護特別支援学校、島尻特別支援学校とは分けて記述してほしい。西崎特別支援|| 編成整備計画では「学校の設置」等を対 学校の場合、小学部の在学者数が最大で50人、中学部の在学者数が最大で50人であるなら高等部は70人が限度であると考えて┃象とするため、個別校の学部在学者数は設┃ いる。現在は、高等部に76人が在籍しているが、小学部38人中学部41人で、小・中学部の教室の近くの教室にゆとりがあるた┃定しません。学部割合の変化により必要と┃

┃め、高等部の一部は学部と離れた教室配置をしている。本校でも高等部の生徒数が増える傾向にあるが、小・中の生徒数が増えた場┃なる施設整備については、個別的な施設整┃ 合現在の76人も難しくなる。各学部適正な教室配置のためには、高等部生徒数は最大でも80人である。したがって(3)の文章 備で対応を検討していきます。 を次のように変更することを要望します。『西崎特別支援学校の在学者数は、小学部が最大数50人、中学部が最大数50人の時 は、高等部部は80人(計180人)を超えることがないようにする。』

## 【No.34・第3章方針1】

美咲特別支援学校及び大平特別支援学校は、245人にするということでしたが「245人」でも全国的に見たら多い方です。適正化を 学校の適正規模は障害の程度や敷地面 図るのであれば200人未満にしていただきたいと思います。また、そのためにも高等部だけの単独校を一校(発達障害に関する子ど|積、施設設備等の種々の条件によるため一 もが対象になり、受け皿つくりのため)、小中高の一貫校を1校を新設して欲しい。

概に言えませんが、極端な課題は解消する 必要があるという観点から目標を設定して います。

### 【No.35・第3章方針1】

桜野特別支援学校の分校化の在り方が浦添分校のような園生のみの通学にしないこと。これまでどおり通学生も受け入れる。根拠│ 桜野特別支援学校については、意見等に (その1)本校通学生の中には、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍し、唾液の飲み込みや痰を吐き出す力が弱く気管切開を行1ある実態のより詳細な現状把握や保護者を い気管カニューレを挿入している。それが抜けると穴が小さくなり気管カニューレの再挿入が難しい。今年度も急な体調不良で分泌1はじめとした学校関係者と意見交換会が必 物が喉にたまって呼吸困難になり緊急事態(命に関わる)が発生することがあった。その際、隣接する病院へドクターコールを行い ▼であることから、第3章方針1(4)(22) 危険を回避することができた。このように一刻を争う素早い対応が求められ、学校が病院と隣接していることによりドクターの協力┃ページ)を修正し、分校化については実施 が瞬時に得られ、命を救うことになり保護者も安心して通学させている。また、通学するほとんどの児童生徒は、治療・リハビリ訓 計画で検討します。 |練等で隣接する名護療育園を利用し、児童生徒の病状についての禁忌事項等を教諭に直接(児童生徒を身近において) 指導していた| だいている。さらに、児童生徒は園内のリハビリ施設を週1~2回利用し、リハビリ訓練課職員(理学療法士、言語聴覚士、作業療 |法士)| と学校が連携して児童生徒の身体の動きや意思の表出、姿勢保持や基本動作習得・改善が行える環境が整っている。(その 2) 通学生の保護者からは、名護特別支援学校に転学させられた場合、学校行事(遠足、運動会、学習発表会)を行う時、桜野特別 支援学校通学生と名護特別支援学校児童生徒では、行動できる範囲に差がありすぎて十分な力を発揮できない。また、基礎疾患を有 し常に感染症予防に努め、多人数での集団活動を避け少人数での学習活動を適切とする児童生徒も在籍している。さらに「大声を発 |せられたり| 「突然つかみかかったり」「押し倒されたり」等もないか危惧している。(その3)通園生の保護者は、できるだけ多 くの児童生徒との触れ合いを希望しており、通学生が名護特別支援学校へ転学することにより学校が少人数になることを希望してい ない。また、多くの保護者と 情報交換する機会が減ることにより、「今後の子どもの歩み」について不安を覚えることを懸念して いる。

### 【No.36・第3章方針1】

「表4 隣接施設からの通学者数の見通し」を元に、分校化という流れになっていると思われるが、森川特別支援学校の場合に は、病院内訪問学級も重要なものであり、隣接する病院からの児童生徒の減少のみでは判断できない。

訪問学級の母体校のあり方については、 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施計 画で検討します。

## 【No.37・第3章方針1】

「(5)森川特別支援学校を平成28年度までに鏡が丘特別支援学校の分校とする。」森川特別支援学校は、病院内訪問学級において─ 訪問学級の母体校のあり方については、 病弱の児童生徒の教育を保障していく役割を担っている。小中高校との転学者も年間30名程あり、病弱の特別支援教育の理解啓発しご意見を参考に、具体的な進め方を実施計し には重要な役割がある。隣接する沖縄病院からの児童生徒が減少することが理由で分校とすることはできない。

画で検討します。

### 【No.38・第3章方針1】

森川特別支援学校を鏡が丘特別支援学校の分校となる場合に、どのような学校を想定しているのか。学校規模だけではなく病弱教 病弱教育を肢体不自由教育に含めるので 育の充実を考える必要があり、他の障害を対象とする教育に含まれるものではない(肢体不自由教育で病弱をまかなえるものではな┃はなく、現在、鏡が丘特別支援学校で実施 (1)

されているような複数障害種対応を想定し ています。

## 【No.39・第3章方針1】

森川特別支援学校を分校とすることについて、通学生の受け入れはどのようにするのかが明確にされていない。※森川特別支援学 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 校の現状として①沖縄病院からの通学(2名)→本校、②自宅からの通学(7名)→本校、③8病院の訪問学級(H23.8現在 21 計画で検討します。 名)、自宅からの通学生について、今後どのように取り扱うのかが示されていない。<br/>
①②の児童生徒を「O」にすることを想定して 分校としているのか。

# 【No.40・第3章方針1】

|本校への通学生を無くした場合に、訪問学級だけの学校になることが考えられるが、その場合には、本校に勤務する職員が極端に||訪問学級の母体校のあり方については、ご 減少し、週に1度、訪問学級担当職員が集まる連絡会・職員会議で集まることになる。校舎の管理運営上の課題が大きい。

意見を参考に、具体的な進め方を実施計画 で検討します。

# 【No.41・第3章方針1】

- 特別支援学校の対象となる5障害(視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱)のうち、病弱については森川特支が主に担ってきてい | - 森川特別支援学校については、意見等に る部分であり、一般への理解啓発も含めてさらに充実させていく必要がある。たとえば、小中学校の学齢児童生徒の4%近くが病気1ある実態のより詳細な現状把握や保護者を により30日以上の欠席であることが学校基本調査で示されており、発達障害と思われる児童生徒の割合に近い状況があり、 この はじめとした学校関係者と意見交換会が必

|ことは、病弱虚弱教育の必要性を示す物である。他県の状況としては、発達障害や、心身症等の児童生徒が、小中高校での対応が困┃要であることから、第3章方針1(5)(22┃ |難となった場合に、学校教育を受ける最後の手段として他の病気を理由に病弱を対象とする特別支援学校を選択するという状況も聞|ページ)を修正し、分校化については実施| こえている。心身症等を対応するには、学校だけでは厳しく医療機関や外部の支援機関等との連携も必要となるなど難しい面も多|計画で検討します。 い、そのためにも学校としての位置づけをしっかり持つ必要がある。

### 【No.42・第3章方針1】

| 隣接する病棟からの通学生徒が減る現状は以前から想定されていた事なので生徒数の減少という事は否めませんが、近隣に森川特 | 教育委員会では、規則により定められた |別支援学校通学希望の児童・生徒はいなかったのでしょうか。または希望者を受け入れる体制になかったのか。再度検討いただきた||障害種と通学区域に沿って通学する学校を 11

決定しています。

### 【No.43・第3章方針1】

特別支援教育におけるICTの活用に注目が集まっていますが、森川特別支援学校はICTの取り組みにおいて全国トップレベルの展開 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 をしていると聞いています。県内の病院に学級を持つ唯一の学校として期待が集まっているのではないでしょうか。先生方は専門の 計画で検討します。 知識を持ち常に前向きに子供達と接し取り組んでいます。保護者としては本当に頭の下がる思いです。そういう事も鑑みて森川特別 支援学校の存続を検討して頂きたい。

## 【No.44・第3章方針1】

- 緑におおわれ、花に囲まれ、春には満開の桜が人々の心を和ませる、学校は使わなければ老朽化が進みます。本校の維持・管理の | ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 観点からも森川特別支援学校の活用は充実したものであってほしいと願います。

計画で検討します。

# 【No.45・第3章方針1】

森川特別支援学校(病弱)の園児・児童・生徒人数確保のために幼稚部を設置してはどうでしょうか。

幼稚部のあり方については、今後の特別 支援教育の推進において検討していきま

# 【No.46・第3章方針1】

分校にした際のメリット、デメリットを具体的に伺いたい。

分校化はメリット・デメリットという観 点ではなく、規模に応じた適正な学校運営 体制という観点から検討する必要があると 考えております。

### 【No.47・第3章方針1】

鏡が丘特別支援学校は分校を2校抱えることになるため、次の事項について人事的配慮が必要と考る。①校長の負担軽減のため、 各分校に副校長を配置し、種々の決済等を分校単位で可能となるようにする。②事務部においても負担軽減や業務の効率化のため、「計画で検討します。 出納係(事務長)の配置をする。また、他の事務職についても優先的な本務配置に配慮する。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施

### 【No.48・第3章方針2】

沖縄高等特別支援学校の受験希望者の増加に対して、中部農林高校、南風原高校に分教室を設置し定員増加できたことはよいのでして意見を参考に、具体的な進め方を実施 はないでしょうか。

計画で検討します。

### 【No.49・第3章方針2】

(1)高等部在学者目標数値300人を達成するには、沖縄高等特別支援学校以外の高等部設置校が母体校となる分教室又は分校の設置 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 が考えられる。(2)現在、沖縄高等特別支援学校本校の在籍は寄宿舎収容上限による135名、中部農林、南風原両分教室定員60┃計画で検討します。 名と合わせて195名となり、本校、分教室ともこれ以上の定員増は物理的にも極めて困難な状況にあるといえる。特に、分教室は |設置校の多大な協力、物心両面からの支援で運営されており、学級定員増などを望むのは消極的にならざるを得ない。また、沖縄高 等特別支援学校の学級定員は9名で、県外の知的障害校のほとんどが 学級定員8名以下で運営していることからすると、沖縄高等 特別支援学校も比較的制限された条件下で取り組んでいる現状にある。

## 【No.50・第3章方針2】

軽度知的障害のある生徒について、現在は対象となる生徒を200人受け入れる体制となっていることと思います(高等特支およ」 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施し び分教室)。300人の設定は、受け入れ対象に該当し地域の特支学校へ通学している生徒が100人に達することを想定している┃計画で検討します。また、知的障害高等部┃ のでしょうか?受け皿の充実とは対応する高等特支や分教室の数を増やすということでしょうか?P17のH21年度進路状況をみても 教育のあり方については、今後の特別支援 |高等特支の就職率は6割を切っているのが現状です。現在の社会の動向からみても学校卒業後すぐに就職せず訓練を受けられる「受||教育の推進において検討していきます。 |け皿| が整備されつつあります。高等部卒業時の就職率の向上を目標とするなら各学校の現場実習等の充実を図り、就職後のケアま でをセットにした進路指導のシステムが必要と思われます。併せて、重度・重複障害の生徒数が増加している点についても対応が必 要だと思います。特別支援学校の一般学級においても重度に該当するであろうと思われる生徒が在籍し、生徒8名を教論1人でみる ことが困難な状況にある学級は少なくありません。現在の適就の在り方も含め、重度・重複障害のある児童・生徒の置かれている現 状を分析し、きちんとした対応をお願いします。

# 【No.51・第3章方針2】

(1)に平成28年度までに・・・・・・在学者数を300人にし、・・・・・計画期間内に300人以下にならないようにする。と述べら ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 れていますが、その方策を含め軽度の知的障害生徒への対応についてもう少し具体的な目標表現にできないか?

計画で検討します。

### 【No.52・第3章方針2】

軽度知的障害生徒の高等部での受け皿が十分でない事に関して、予算の問題等で定員増等ができないのであれば、高等学校での分とご意見を参考に、具体的な進め方を実施 教室を増やす事で対応していいと思います。そのことは高等学校の生徒・職員の両方にとって障害を持つ生徒の理解の促進にもつな|計画で検討します。 がります。その際、十分な時間と支援が必要です。

## 【No.53・第3章方針2】

- 第3章「計画における目標の設定」について、方針2において「軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高| ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 等部を充実させる」とあり「平成28 年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数┃計画で検討します。 を300 人にし、計画期間内に300 人以下にならないようにする」としている。現在の沖縄高等特別支援学校の最大定員は195名『「1 学年9名×5クラス45名×3学年=135名」 南風原分教室は「1学年10名×1クラス×3学年=30名」中農分教室も「1学年10名×1ク ラス×3学年=30名」』であることから、最低105名増やす必要があると考える。方針4において「交流及び共同学習をより積極的に |推進する」とし「小・中・高校の学校内に設置された特別支援学校の分教室・分校において交流及び共同学習を行える環境を整備す。 る」としていることから、沖縄県はノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するために分教室・分校を重視していると考え る。方針5において「より身近な地域で就学できるようにする」、方針7において「より少ない費用でより高い効果が得られる手段 を選択する」とあることから、新たな特別支援学校を新設するのではなく、既存の学校に特別支援学校の分校・分教室を更に設置す る必要があるものと考える。

### 【No.54・第3章方針2】

普通科の高等学校に分教室設置について、「1学年1クラスにした方が望ましい」と考える。改正障害者基本法第三条(地域社会 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 における共生)にある「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他】計画で検討します。 |の人々と共生することを妨げられないこと| 、第十六条(教育)にある「国および地方公共団体は、障害者が、その年齢および能力 |に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者でない児童及び生徒と共に教育を受 |けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない| の理念に則って、分教 |室を高等学校に設置するならば、1学年1クラスで設置校の生徒と共に活動する機会を増やすのが望ましいと考える。理由(1)共生 |化の拡大のため ①1学年2クラス(生徒60名、職員15名程度)にすると、作業学習の時間との絡みで、設置校の同一学年との 共同学習の授業をするための時間割を組むことが難しくなる(南風原分教室では1年生の体育、2年生の音楽、美術、書道、体育を

|通年的に合同で行えるような時間割を組み、単元によって共同学習を行っている)。②1学年2クラスでも通年行う合同授業ではな くイベント的な交流学習は可能。しかし、分教室をおいて交流・共同学習を行う意味が半減してしまうと考える。(2)職業自立のた め ①1 学年1クラスならば分教室生全体での合同活動も普通教室内で行うことができ、分教室生同士の共通理解も図りやすくな る。分教室生同士のつながりと友情が深まり、将来の充実した余暇生活、職業生活の礎になる。②1学年1クラスならば分教室全職 員が全生徒の授業を担当することにより、全職員の共通理解に基づいて職業自立に向けての支援・指導が可能になる。③1学年1ク ラスならば少人数の良さを活かした、様々な小規模施設への校外実習が可能である(アパートの部屋清掃等)。施設設備の少なさと |いう欠点をある程度カバーできる。④1学年1クラスならば、充実した作業室が一つあれば、校外清掃実習と合わせて、学校の特色 を活かした作業種目の設定と教育課程の編成が可能となる。⑤1学年2クラス(6学級生徒60名)になると少ない施設設備での作 業学習の作業種目設定、時間割設定が難しくなる。充実した広さ(20名が作業できるスペース)または数(10名が作業できる作業室 |が二つ) の施設設備が必要となってくる。⑥1学年2クラス計6学級になると、現在行っているように設置校の視聴覚室、コンピ ュータ室、LL教室を利用した時間割編成を行うことが難しくなってくる。

### 【No.55・第3章方針2】

基本的には分教室の調査研究モデル事業の検証結果を見守るが、今後も、新たな分教室の設置を推進する立場を堅持していく上 で、那覇・南部地区高校及び中・北部地区高校への分教室設置を検討していただきたい。

## 【No.56・第3章方針2】

分教室もしくは分校設置にあたっては、職業教科充実の観点から、実習教室確保など施設設備の充実もお願いしたい。

### 【No.57・第3章方針3】

「看護師配置校を本島ごとに拠点校(4校)に集約する。」とありますが、拠点校方式では、非拠点校の医ケア児の生死に関わる」 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施。 緊急時には対応できないはずです。したがって、医ケアが必要な学校には常時配置すべきだと思うし、もしそれができなければ、医|計画で検討します。 ケア児は、県教育委員会(県就学指導委員会)の指導の下、非拠点校には教育措置すべきではないと思います。

## 【No.58・第3章方針3】

肢体不自由・、病弱については平成28年度までに看護師配置校を拠点校4校に集約するとあるが、現在対象となっている児童生徒――ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 が、引き続き医療的ケアを受けるには転学を余儀なくされることになるのか。

## 【No.59・第3章方針3】

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

計画で検討します。

- 児童・生徒の減少に伴い、医療的ケアを打ち切られる事になるのは残念でなりません。今まで安心して通学させる事が出来たのは | 看護師配置等は、今後の特別支援学校に | 専門の知識を持った看護師の配置があった事が大きく、今後の不安をかき立てる案のような気がしてなりません。出来る事であればおける医療的ケア体制整備事業の実施にお |特別支援学校全校の看護師配置をお願いしたいと思うのが保護者としての意見です。

いて検討します。

### 【No.60・第3章方針3】

医療的ケア・・・看護師を配置する。について、宮古、八重山特別支援学校は5障害種対応になっており、これから医療的ケアを 必要とする肢体不自由、病弱等の生徒が入学してくることは容易に予想できる。宮古、八重山への配置の文言も必要。

拠点校化は「本島地区」に関する方針で す。宮古、八重山地区は今後とも児童生徒 の実態に応じて看護師の配置が検討されま

### 【No.61・第3章方針3】

医療的ケアを充実させるため、効率的・効果的に看護師を配置するについて、看護師の配置については、非常勤ではなく嘱託配置 看護師の雇用形態のあり方については、 を希望します. 現在の本島内5枚配置を拠点校4校へとのことですが、充実した配置になるようお願いします。

今後の特別支援教育の推進において検討し ていきます。

## 【No.62・第3章方針3】

看護師の配置については、非常勤ではなく嘱託配置を希望します。現在の本島内5校配置を拠点校4校へとのことですが、充実し た配置になるようお願いします。

看護師の雇用形態のあり方については、 今後の特別支援教育の推進において検討し ていきます。

# 【No.63・第3章方針3】

本校が医ケアの拠点校に指定された場合、現在のケア室及び保健室の広さでは狭く、拡張が必要である。

拠点校化により必要となる施設整備につ いては、個別的な施設整備で対応を検討し ていきます。

# 【No.64・第3章方針3】

- 各学校に看護師の配置を希望する。本校では気管切開の生徒の保護者が毎日学校待機しており、母子分離できず、本人の自立の妨| 看護師配置等は、今後の特別支援学校に げになっている。また、保護者が病気や怪我の場合、生徒本人が登校できず、学習の保障ができていない。校区内の特別支援学校に┃おける医療的ケア体制整備事業の実施にお┃ 看護師がいなければ、保護者が学校待機するか、校区外の看護師配置校に通学するしかない。いずれにせよ、スクールバスにも乗れ1いて検討します。 ないので、保護者の負担も大きく、本人の自立の妨げとなっている。

### 【No.65・第3章方針3】

看護師配置については、正規雇用にすることを編成整備計画に入れることはできないか。

# 看護師の雇用形態のあり方については、 今後の特別支援教育の推進において検討し ていきます。

### 【No.66・第3章方針3】

H17年度から看護師が配置され、医療的ケアが必要な子どもたちのお母さん達から安心して学校へ登校できると喜ばれています。 そのまま看護師から継続して医療的ケアを受け入れるように賃金の面でも条件を整備して欲しいと思います。

看護師の雇用形態のあり方については、 今後の特別支援教育の推進において検討し ていきます。

### 【No.67・第3章方針3】

「看護師配置の効率的・効果的運用」という文言がありますが、具体的にその定義、定義の方向性を教えてください。

一定の通学区域内においては看護師を配 置する学校を拠点化(集約)することで、 同じ看護師の人数で医療的ケアを必要とす る児童生徒への支援をより充実できるよう にしようというものです。

# 【No.68・第3章方針3】

- 方針3と方針5整合性について、方針5ではより身近で・・・と謳っているものの看護師配置を4校に絞ることによって医療的ケ| 仰るとおりです。看護師配置校を拠点化 アを要する児童生徒は保護者との連携が地理的にも重要なウェイト(校内待機等)を占めるにもかかわらず、「より身近」という趣|する際には、通学距離が極端に遠くなって 旨から外れることになります。方針の優先順位との関連もありますが、同じこども同士、障害によって区別されること無く、少なく1しまうことのないよう配慮していきたいと とも障害児学校には看護師配置できるようにして欲しいものです。

考えております。

# 【No.69・第3章方針3】

- 看護師配置校としての拠点校として欲しい。現在小学部に在宅酸素療法の必要な児童があり、看護師配置がないことを理由に在校 | 看護師配置等は、今後の特別支援学校に 中は酸素吸入を行っていない現状にあり早急な対応をお願いします。

おける医療的ケア体制整備事業の実施にお いて検討します。

# 【No.70・第3章方針3】

「医療的ケア」についての明確化をお願いします。

## 【No.71・第3章方針3】

養護教諭と看護師の違いについての学習会を希望します。

### 【No.72・第3章方針4】

方針4は必要であると考えます。その意味でも特別支援教育の理解を促進するための研修や支援のさらなる充実が求められると思!ご意見を参考に、具体的な進め方を実施! います。

#### 【No.73・第3章方針4】

「分校・分教室の設置だけでなく、小・中・高等学校に特別支援学校が併設・隣接して設置されることも、交流及び共同学習の有」 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施。 効な手段となります。」とあります。このことは、ノーマライゼーションやインクルージョンの考えから今後、一層重要になること 計画で検討します。 と思います。ぜひ積極的に推進して欲しいと思います。

### 【No.74・第3章方針4】

「平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、小・中・高校の校内に設置された特別支援学校の分教室・分」 ご意見を参考に、実施計画でより具体的 |校に・・・| とありますが、具体的に小・中・高校の計何校に分教室・分校を設置する予定ですか。

### 【No.75・第3章方針4】

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現することは、非常に重要なことと思います。

「医療的ケア」とは、①吸引、②経管栄 養、③導尿、④その他の医療的な生活援助 行為を指し、本県の特別支援学校における 医療的ケアは、「保護者からの申請があ り、看護師及び実施に当たる教員が児童生 徒等について当該医行為を行うことを支障 がないと主治医が認め、かつ学校長が承認 し、当該看護師及び実施に当たる教員が主 治医から指示を受けた範囲で行われるも の」です。

学校長と調整し必要に応じて実施しま

計画で検討します。

に学校種を示せるよう検討します。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施

┃実現に向けては、交流や共同学習は大きな役割であると考えられます。分教室の設置は、共同学習には非常に有効な手段だと思われ┃計画で検討します。 ます。現在、中部農林高校、南風原高校(二校は高等特別支援の分教室)及び久米島高校(大平特別支援の分教室)が平成22年度か ら3年間の調査研究を行っていて、成果が期待されます。分教室については、共同学習をさせながら、自立を促すような職業教育を 行うことも必要であると考えます。また、分教室に受け入れる生徒の障害の程度も当然、軽度知的障害になると思いますが、しっか。 りとした基準を設けることが大事になると考えられます。交流や共同学習を推進するにあたり、分教室の設置については、施設面や 教育課程にも十分配慮が必要だと考えます。

## 【No.76・第3章方針4】

- 交流及び共同学習は積極的に進めるべきだと思います。特に居住地校交流及び地域交流は共生社会の実現に向けて、適切な促進委|--ご意見を参考に、具体的な進め方を実施| 員会等を設置し地域社会で進めた方がよいと思います。年齢の早い時期からの交流が障害を持つ生徒の理解促進や望ましい社会の在1計画で検討します。 り方を考えさせる良い機会となります。

## 【No.77・第3章方針4】

交流及び共同学習を進めることに異存はないが、市町村立学校には、特別支援学級があり、そこに分校・分教室となると納得でき ない。県立支援学校は、33億かかるとしても増やすべきである。

特別支援学級とは役割の異なる特別支援 学校の分校・分教室の市町村立学校への設 置については、具体的な進め方を実施計画 で検討します。

## 【No.78・第3章方針4】

「(1) 平成33 年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で・・・」の「いずれかの段階」の表現が目標として曖昧」 ご意見を参考に、実施計画でより具体的 である。具体的にどの学校種から進めていくのか明記があるとよい。

に学校種を示せるよう検討します。

# 【No.79・第3章方針4】

特別支援学校の交流及び共同学習について、実施学校数・回数とも年々増加傾向にあることは、ノーマライゼーションの社会実現」ご意見を参考に、具体的な進め方を実施し に向けて、可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が時間や空間を共有するうえで大変望ましい傾向である。今後とも┃計画で検討します。 積極的に受け入れていきたい。

# 【No.80・第3章方針4】

少子化等で都市部の学校は、小中高とも生徒数は減少しています。廃校にするのなら建物を有効利用できるはずです。あるものを「ご意見を参考に、具体的な進め方を実施」 使うだけなら予算的には無理なくできるのではないですか。色々な方面からの反対はあっても、理解を得ることも大切なことです。「計画で検討します。

|その事こそがインクルーシブ教育のはじまりと考えます。普通高校の中でも支援の必要な生徒の増加が問題となっている今、分教室 を普通高校の中に設置するだけではだめです。専門的な教育支援を必要としている生徒の為にも、ゆとりある支援教育環境を作って |いただきたいのです。大事なことは必要な学校を必要なところへ作ることです。

### 【No.81・第3章方針4】

特別支援学校の児童・生徒と接し、交流することはお互いに「豊かな心を育成する」取り組みといえるのではないでしょうか。積 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 極的に行うことが望まれます。

計画で検討します。

### 【No.82・第3章方針4】

那覇及び中部地区で統廃合の対象となる小中学校の跡地利用も本整備計画の一環として考慮していただきたい。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

### 【No.83・第3章方針4】

交流及び共同学習をより積極的に推進するについて、沖縄県は小・中学校に在籍する障害児の比率が全国的に見て低く、多くは特別就学指導や市町村教委との連携のあり方 |別支援学校に在籍している。この事実を分析し、就学基準や手続きの見直しなどが必要となります。小・中学校における特別支援学|については、今後の特別支援教育の推進に |級の現状では専門性の維持、継続が不利な環境にあるといえます。そこで、市町村単位で特別支援教育の拠点校を作り、認定就学者|おいて検討していきます。 や現在特別支援学校の一般学級に在籍する児童・生徒を中心に受け入れ,学級を増設することを提案したいと思います。 それによ り、特別支援学級を担当する教職員が複数配置され、より専門性の高い指導・支援や市町村単位での拠点校形成につながると思われ ます。

## 【No.84・第3章方針4】

|概ね「県立特別支援学校編成整備の基本方向(案)| でいいと思いますが、一つだけ提起したいと思います。現在、本校には鏡が| 高等学校における特別な支援が必要な生 丘特別支援学校から2名の生徒を受け入れているが、受け皿として、普通高校に支援サポーターを3年間つけないと生徒のニーズに↓徒への支援のあり方については、今後の特 あった対応ができない。現在、支援サポーターが1年間という限定でついているが、3年間保証しなければならないのではないかと 別支援教育の推進において検討していきま 思う。特別支援から普通高校への進学という視点が大事なのでは。普通高校の近くに支援学校をつくって、日頃から交流するという」す。 ことも大事だが、当たり前のように、普通高校に行けるような環境作りが必要なのでは。これから、支援学校から普通高校への進学 が増えてくると思うので、その点についても言及してほしい。

## 【No.85・第3章方針4】

交流及び共同学習をより積極的に推進するについて、沖縄県は小・中学校に在籍する障害児の比率が全国的に見て低く、多くは特 就学指導や市町村教委との連携のあり方

|別支援学校に在籍している。この事夷を分析し、就学基準や手続きの見直しなどが必要となります。そこで、市町村単位で特別支援|については、今後の特別支援教育の推進に| 教育の拠点校を作り、認定就学者や現在特別支援学校の一般学級に在籍する児童・生徒を中心に受け入れ、学級を増設することを提|おいて検討していきます。 |案したいと思います。それにより、特別支援学級を担当する教職員が複数配置され、より専門性の高い指導・支援や市町村単位での |拠点校形成につながると思われます。

### 【No.86・第3章方針4】

「本県では平成22年度より、県立中部農林、南風原、久米島の3高等学校に特別支援学校の分教室を設置していますが・・・」 と述べています。また、課題の(2)分校・分教室・・・の活用が十分ではない。とありますが、分教室の活用についての検証は行∫きに「「沖縄県立特別支援学校高等部分教」 |われているのでしょうか。この調査研究事業は、まだ2年目ですが、ぜひ検証結果を反映させてほしい。そして、検証結果による小|室の調査研究モデル事業」(平成22年度~ 中学校への分教室の設置をどうするか等についても言及する必要があると思います。

方針4(1)の目標達成に向けては、但し書 平成24年度)の検証結果を十分に踏まえ る」ことを明記しております。

### 【No.87・第3章方針4】

共生社会づくりに向けて、学校現場における交流及び共同学習をより効果的なものにするためには、交流や共同学習のあり方がき |わめて重要だと思う。高校側において、この交流や共同学習が大きな負担とならないようにすべきである。実施計画策定時には、教|な進め方を実施計画で検討しますが、現在| 職員の多忙感や負担感を和らげる取り組みに関する検討も必要だと思います。

分校・分教室の設置については、具体的 3校で実施している調査研究モデル事業の 検証結果を踏まえて進めていきます。

## 【No.88・第3章方針4】

- 分教室・分室を設置する学校の選定に当たっては、当該校の保護者及び地域の理解の上で決定する必要はないのか。設置された学| 分校・分教室の設置については、具体的| 校では、設置に伴う教育課程編成、あるいは教育活動面でどの程度「拘束」されるのか。拘束の度合いが大きいと、保護者や地域の┃な進め方を実施計画で検討しますが、現在┃ |理解を得ることが難しくなることが考えられる。実施計画策定時には、保護者や地域の理解を得ることについても検討が必要だと思 | 3 校で実施している調査研究モデル事業の います。

検証結果を踏まえて進めていきます。

# 【No.89・第3章方針4、方針5】

- 那覇市内に知的教育校の設置を求める。現在、那覇市より通学している幼児児童生徒⇒大平306名中146名(47.7%)、島尻183名 | ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 中38名(20.8%)、西崎164名中48名(29.3%)、計232名が他市町村へ長時間かけて通学している。より身近な地域で教育が受けら<sup>1</sup>計画で検討します。 **■れ、相互理解をより深めて、地域と連携した子育てを望む。現在、那覇市教育委員会は前島小学校と久茂地小学校の統廃合を進めて** おり、久茂地小学校の建物、敷地利用は、市民の意見を踏まえ、有効利用を検討していくとの事。県と那覇市が連携し、那覇市在住 の児童生徒の義務教育(小・中学部)だけでも、保障していただきたい。方針4交流及び共同学習をより積極的に推進する。方針5

より身近な地域で就学できるようにする。の観点からも是非、那覇市に知的教育校の設置を求める。

### 【No.90・第3章方針5】

より身近な地域での就学できるようにすることは保護者、児童・生徒、地域にとっても望まれることであるが、視覚・聴覚障害と 知的障害を同施設内で教育するには教育的配慮、指導が必要と思われます。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

### 【No.91・第3章方針5】

より身近な地域での就学について、全国的な流れで障害種の異なる併置校の設置は地域での就学につながる点からも今後の社会のして意見を参考に、具体的な進め方を実施し 流れから避けては通れない課題だと思います。実施する場合は、ぜひ条件整備を確立してからスタートさせていただきたいと思いま 計画で検討します。

### 【№92・第3章方針5】

離れた地域への通学等で保護者の負担も大きなものです。ぜひ一考願いたいと思います。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

### 【No.93・第3章方針5】

より身近な地域での就学について、全国的な流れで障害種の異なる併置校の設置は地域での就学につながる点からも今後の社会のして意見を参考に、具体的な進め方を実施し 流れから避けては通れない課題だと思います。実施する場合は「スタートありき」ではなく、ぜひ条件整備を確立してからスタート計画で検討します。 させていただきたいと思います。障害種別の専門性の確立は当然のことながら他県における課題として職員間の持ち時数の格差調整 (たとえば盲と知的で現状のカリキュラムを同一校内で行うと同教科や担任でも持ち時数に格差が生じる)、施設設備の改修、隨害 |別カリキュラムの調整等を十分に検討して課題改善に向けたモデルの提示までしなければ丸投げされた現場は混乱し、目の前にいる 子供たちをおろそかにする恐れがあります。また、併置校における寄宿舎についても整備が必要で、他県では同一校内において障害 種が異なる児童・生徒の受け入れを行っていない学校もあります。(元々盲学校に肢体を併置したが寄宿舎は盲の生徒のみ受け入れ 等)

# 【No.94・第3章方針5】

平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にしてください。《要望①》スクールバスの運 1 時間20分以内にするという目標は、23 |行時間は1時間以内にするのが望ましいです。現行では都市部において、降雨時の交通渋滞の為運行時間が2時間以上かかる事もしば||台あるスクールバスのうち、朝の運行時間| しばあります。《要望②》運転兼介助員の増員が必要です。「待機職員を復活し、運転及び介助の代替要員も確保して頂きたい。現 が 1 台を除いて 1 時間25分を超えている現 |行では1人の運転士が1日3便運行もあり、精神的、体力的にも、交互運転に比べて負担が大きい.これに校外学習が加わると、1日5||状の改善に向け設定しています。また、ス

|便運行という事態も生じてしまう。また、バス介助員が休暇の場合など、慣れない代替職員が対応したとき児童生徒が落ち着かずパ|クールバス運行における雇用体制のあり方| ニックを起こしたこともある。バスの安全運行及び児童生徒の安全確保の側面から本務もしくは臨任の運転兼介助職員の増員が必要「については、今後の特別支援教育の推進に」 です。

おいて検討していきます。

### 【№.95・第3章方針5】

スクールバスの運行時間は1時間以内にするのが望ましい。現行では都市部において、降雨時の交通渋滞の為運行時間が2時間以上 かかる事もしばしばある。

1 時間20分以内にするという目標は、23 台あるスクールバスのうち、朝の運行時間 が1台を除いて1時間25分を超えている現 状の改善に向け設定しています。

### 【No.96・第3章方針5】

運転兼介助員の増員が必要。「待機職員」を復活し、運転及び介助の代替要員も確保して頂きたい。現行では1人の運転士が1日3 スクールバス運行における雇用体制のあ 便運行もあり、精神的、体力的にも、交互運転に比べて負担が大きい。これに校外学習が加わると、1日5便運行という事態も生じて┃り方については、今後の特別支援教育の推┃ しまう。また、バス介助員が休暇の場合など、慣れない代替職員が対応したとき児童生徒が落ち着かずパニックを起こしたこともあしまにおいて検討していきます。 る。バスの安全運行及び児童生徒の安全確保の側面から本務もしくは臨任の運転兼介助職員の増員が必要である。

## 【No.97・第3章方針5】

視覚障害児の発達には、同じ障害のある友達がいる一定規模の集団の確保が必要です。しかし、視覚障害児は低発生の障害である」 北部及び中部地域における視覚障害教育 ことから、本島北部及び中部地域に視覚障害に対応する学校の整備にあたっては、障害に応じた教育の専門性の確保に加え、視覚障 | の充実については、特別支援学級による対 害児同士が共に育ち合う環境の整備が求められます。よって、本島北部及び中部地域に視覚障害に対応する学校の整備にあたって┃応、サテライトの設置、複数障害種の特別┃ は、沖縄盲学校の分教室(サテライト)として設置する方向性の検討も必要では?

支援学校整備などからより教育効果の高い 方策を見極める必要があると考えておりま

# 【No.98・第3章方針5】

「(3) ・・・聴覚障害に対応する学校の新たな整備にあたっては、障害に応じた教育の専門性が確保されるようにする。」とあり」 専門性確保のあり方については、今後の ますが、障害者基本法改正の趣旨を踏まえ、聴覚障害教員に対する手話通訳者の配置を望みます。

特別支援教育の推進において検討していき ます。

# 【No.99・第3章方針6】

「現在、16校の特別支援学校に関しては、大規模な整備が早急に必要となる施設はありません。」とありますが、美咲特別支援学 方針 6 の表現は、施設の経年状況(老朽 校や大平特別支援学校、それに泡瀬特別支援学校をどのように捉えていますか。

化状態) をみて判断すればという意味で す。過大規模の解消に向けては、方針1の 各目標を達成するため、具体的な進め方を 実施計画で検討します。

## 【№.100・第3章方針6】

施設改築に向けては、学校、保護者の意見を事前集約し、最大限反映させて欲しい。(校舎配置、保健室、医ケア室、保護者待機 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 室、空調設備等)

計画で検討します。

## 【No.101・第3章方針7】

「費用対効果」とありますが具体的に何を指標にそれを図るのか教えてください。

現在の特別支援学校における教育目標を 前提として、それを実現するにあたり複数 の手段があれば費用的観点から検討すると いう視点です。現在の教育や効果を減少さ せるものではありません。より詳しい表現 とするため、第3章方針7(24ページ)を 修正します。

# 【№102・第3章方針7】

美咲特支は、沖ろう校内に分校新設の計画ですが、それだけで充分でしょうか疑問です。又、大平特支においても那覇地域の子供して意見を参考に、具体的な進め方を実施し **達を受け入れる規模としては、かなり無理があるものと思えます。予算問題はあるとしても那覇特支改築等の時に規模拡大を含め、│計画で検討します。** 知的の受入を考える必要があるのではないでしょうか。本来、那覇市に知的支援学校が1校もないことがおかしいのです。生まれ 育った地域で見守り育てる教育をすること、将来に途切れず支援をし、支えることを考えるべできです。

# 【No.103・第3章方針7】

せめて義務教育校だけでも那覇市に知的障がい特別支援学校を新設していただきたい。是非ともお願いします。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 計画で検討します。

### 【No.104・第3章方針7】

学校規模の適正化について、P13に課題として現在適正規模の学校においても超過する可能性を示唆しており、過密解消の出口を |方針からは見いだすことができていないように思います。増え続ける対象児童生徒数に対応するためにはどうしてもハコを増やす以|計画で検討します。 外ないと思います。方針7により新設校の設置ができない場合、現存する施設を有効に活用することとなると思いますが、障害種の 異なる学校の併置には施設設備及び専門性の確立、内部調整等十分な条件整備を行った上での実施をお願いします。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施

### 【No.105・第3章方針7】

特別支援学校の新設について、現在那覇区域から西崎特別支援学校、島尻特別支援学校、大平特別支援学校へそれぞれ通学してい」ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 る子供たちがいます。各校に通学している生徒数を合わせると、一校あってもいいほどの生徒数になると聞いています。通学時間、 |計画で検討します。 地域との交流等を考えると那覇市に特別支援学校が必要だとおもいます。その子たちがより良い学校生活をおくる為、ぜひ那覇市に 特別支援学校を。新設が困難ならば、廃校の利用、又は分校等考えていただきたい。大平特別支援学校の過大規模の解消にもなるの では?美咲特別支援学校が、聾学校と折り合いをつけ分校にこぎつき一歩前へ進んだように、この件も前へ進めてほしいです。よろ しくお願いいたします。

## 【No.106・第3章方針7】

学校規模の適正化について、この方針では、過密解消とはなりません。P13に課題として現在適正規模の学校においても超過する 可能性を示唆しておりますが、増え続ける対象児童生徒数に対応するためにはどうしても施設建物を増やす以外ありません。方針7|計画で検討します。 により新設校の設置ができない場合、現存する施設を有効に活用することとなると思います。その場合、多くの県民が納得のいくよ う障害種の異なる学校の併置には施設設備及び専門性の確立、内部調整等十分な条件整備を行った上での実施をお願いします。

ご意見を参考に、具体的な進め方を実施

# 【№.107・第3章方針7】

人口30万県庁所在地においても知的障がい校が建設されていないのは沖縄県だけです。市立で建設している群馬県前橋市、高知県 高知市もあるのに那覇市に無いとは、障がい者教育をもっと真剣に考える必要が那覇市にはあるのではないでしょうか?

特別支援学校の設置義務が都道府県にあ ることを踏まえながら、今後の特別支援教 育の推進を検討していきます。

# 【No.108·第2章第3節、第3章方針7】

- 大平特別支援学校(以下、本校)における大規模化について、第2章3節において本校生徒の増加について今後の予想について大変| 市町村教委との連携に関する記述につい 具体的に説明がなされ、その内容は妥当であると考えます。表4「各校の平成22年度占有率から推計される5年後及び10年後の|ては、ご意見を参考に、具体的な進め方を| 増加数」において、本校は10年後89名の増加、予想在籍数で384名になることが予想されています。一方、本校における那覇|実施計画で検討します。 市在住児童生徒の数と割合(平成23年5月1日時点)は、1)小学部那覇市民34名/総数94名=36.1%、2)中学部那覇

┃市民35名/総数67名=52.2%、3)、高等部那覇市民77名/総数149名=51.6%、4)、全校那覇市民146名/ 総数310名=47.0%となっています。そこでやや乱暴な計算になりますが、平成32年度本校における那覇市在住児童生徒数 を予測すると、H32予想在籍数384名×0.47(H23那覇市民割合)=180名(小中高)となり、那覇市から本校へ通学する児 童生徒のみで適正規模校が 1 校編成できる事となります。また、本校のみならず那覇市内の知的障害児を受け入れている特別支援学 校として西崎特別支援学校・島尻特別支援学校があり、西崎は豊崎・潮崎等の新興住宅地の開発に伴い今後在籍数の増加が予想さ れ、島尻においても校区見直しによる首里地区在住の児童生徒数の増加と知肢併設による児童生徒数の増加が合わせて予想されま す。本校をはじめ、西崎、島尻の大規模化回避と通学区域(那覇市から)の偏在解消の視点から、那覇市内に知的障害児を受け入れ る特別支援学校の設置を望む声があがることは自然な成り行きだと考えます。しかしながら、第2章 7節において中部地区に特別 支援学校を新設する場合30~35億円の予算が必要なこと、土地購入に県単独で10億円以上の予算が必要なことから、那覇市内 に特別支援学校を新設することは財政面からも行政方針からも困難であることが重々理解できます。その反面、那覇市内に特別支援 |学校に対する深刻なニーズが存在することも現実です。そこで、「方針7 より少ない費用でより効果が得られる手段を選択する」 の中に、『(2)大規模校または今後在籍増加が予想される特別支援学校のある市町村または近隣市町村との連携を図り課題の解決 にあたる。』などの文言を明記して頂きたいと思います。(1)の文言中に同様の内容が含まれているとも感じ取れますが、近隣市 町村の教育委員会に対し、県教委だけの問題として捉えることなく両教委が協力することによって解決が可能な問題であるとの認識 を促すためにも明記をお願いする次第であります。また、障害者基本法の改正や第3次沖縄県障害者基本計画〜美ら島プラン〜の内 容を受けて、今後インクルージョンョン教育の推進も考えていかなければなりません。特別支援学校の編成整備、延いては障害児教 育を取り巻く諸課題が地域における教育課題であることを周知させる見地からも重ねてお願いする次第であります。

### 【№.109・全般】

第1章(計画策定の基本的考え方)、第2章(県立特別支援学校の現状と課題)とも根拠、数値が示され、分かり易い。第3章 ご意見を参考に、具体的な進め方を実施 (計画における目標の設定) は、第1章・第2章に基づいて方向性が示されているので、今回の編成整備計画の基本方向(案)に賛1計画で検討します。 成である。

## 【No.110・全般】

県でのこういう考えをしています、という話し合いみたいなことを持って欲しかった。子ども達が「実際使っている、学習してい│ 実施計画の策定に向けて、保護者をはじ る自分たちになんで聞かないの?」と。できれば今からでもいいので各学校単位で説明会を開いていただきたい。インターネットが1めとした学校関係者と意見交換する機会を 使えない家庭も沢山あります。また、夏期休業中は殆ど話し合う機会ももてません。説明する場、意見を聞く場を持って欲しいと思|設けていきたいと考えております。 います。また意見集約に関しても2学期が始まってからせめて10月いっぱいまでの設定にして欲しいと思います。

## 【No.111・その他】

中学部にあがって、教科ごとに教職員が変わることに戸惑い、体調を崩す子ども達がいます。人事的な問題も多々あるかと思いま 指導方法のあり方については、今後の特┃ すが、担任が常に一人ついていての教科教職員が変わるという体制がとれれば子ども達の不穏さも打破されるのでは、と思います。┃別支援教育の推進において検討していきま┃

## 【No.112・その他】

現時点では、特に意見はございません。

## 【No.113・その他】

- ろう学校への分校案についてですが、「本校」とすることはできないでしょうか?「本校」が出来ない理由は何でしょうか?「分| 沖縄ろう学校への美咲分校設置は、現行| |校」と「本校」のメリット、デメリットの説明をお願いします。

編成整備計画に関する事項となるため、別 途回答します。

### 【No.114・その他】

安全・安心な教育環境および教員の適正配置の検討をお願いします。

美咲分校の教育環境や教職員配置につい ては、今後意見交換の上、検討していきま

# 【No.115・その他】

- 今後、心身症等で医療的な対応が必要な児童生徒への教育をどのように行っていくのか、沖縄の社会情勢の動きににも合わせた対| 病弱教育のあり方については、今後の特| 応が迫られることも想定する必要がある。

別支援教育の推進において検討します。

# 【No.116・その他】

沖縄高等特別支援学校の寄宿舎は現在一部屋(7畳半)4名定員であるが、特別入所施設やグループホーム収容基準と比較しても満 沖縄高等特別支援学校の定員等について |杯状態である。この手だてとして、 近隣の市営住宅、民間アパートの借入も検討したが、全寮制の趣旨にも反し、管理運営も分断|は、ご意見を参考に、具体的な進め方を実| されて好ましくないので、結論としては、現寄宿舎施設の増築を要請したい。

施計画で検討します。

# 【その他修正事項】

# 【その他修正事項】

1. 第3章方針1のうち分校に関する目 標(4)及び(5)を修正し泡瀬特別支援学校に

関する目標を追加することから、看護師配
関する目標を追加することから、看護師配 置に関する方針3 (23ページ) の「4校」
の部分を削除します。
0 体0 茶体 F 体 (01 % ) ) ) )

2. 第2章第7節 (21ページ) については、特別支援学校の新設に向けては複合的観点から検討される必要があることから、書きぶりを修正します。